

テニス連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、茨木市テニス連盟と称する。

(事務局)

第2条 本連盟は、事務局を茨木市大手町9番28号 テニスポイント内に置く。

(目的)

第3条 本連盟は、テニス技術の向上とテニスを通して世代を越えた市民(会員)相互の親睦、健康及び福祉の向上に資する事を目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) テニスに関する調査及び研究。
- (2) 各種テニス大会の主催、研修会、講習会への援助及び指導者の育成。
- (3) 大阪府総合体育大会等に本市を代表する選手及び役員の選考及び派遣。
- (4) 茨木市体育協会及び大阪府テニス協会等主催行事への参加及び協力。
- (5) ジュニア等の育成。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業。

第2章 役員

第5条 本連盟の役員は、次の通りとする。ただし、兼任は認めない。

(1) 理事

会長	1名
副会長	若干名
理事長	1名
副理事長	2名
会計	1名
会計監査	1名
書記	2名
理事	若干名

(2) 代議員 若干名

第6条 役員は、会員の属する団体の推薦を受けた者で、第18条に定める理事会の承認を得た者とする。

第7条 会長、副会長は理事会において推薦する。

第8条 理事長、副理事長、会計、会計監査、書記は理事の互選により定める。ただし、理事会出席者の過半数の賛同があったときは、投票によらないことができる。

第9条 会長は、本連盟の会務を総括し、この連盟を代表する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第11条 理事長は、会長の命をうけ、本連盟の会務を執行する。

- 第12条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第13条 会計は、本連盟の全ての金銭の収入、支出を正確に記録し、会計監査の監査を経た後、理事会に収支決算を報告し承認を得る。
- 第14条 会計監査は、本連盟の財務を監査する。
- 第15条 書記は、議事を正確に記録し、各種会議の招集等について通知する。
- 第16条 本連盟の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期期間とする。
 - 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第3章 会 議

- 第17条 理事会は、本連盟の会務を議決し執行する。
- 第18条 理事会は、第5条1に定める理事をもって組織し、理事長が招集する。ただし、理事総数の3分の1以上より目的事項を示し請求のあった時は、臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 第19条 理事会は、第5条1に定める理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。
- ただし、あらかじめ書面等により意思を表示した者は出席したものとみなす。
- 2 理事会の議決は、この連盟の規約に定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第20条 総会は、本連盟の最高議決機関であって、定例総会は、年1回開くものとし、次に掲げる事項について審議決定する。
- (1) 事業計画及び収支予算について
 - (2) 事業報告及び収支決算について
 - (3) その他、この連盟の業務に関する重要事項で、会長が必要と認めた事項
- 第21条 総会は、第5条に定める役員をもって組織し、会長が招集する。ただし役員総数の3分の1以上より会議の目的事項を示した請求のあった時は、臨時総会を招集しなければならない。
- 2 総会の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 総会は、開会7日以上前に書面をもって公告通知しなければならない。
- 第22条 総会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、あらかじめ書面により意思表示した者は出席したものとみなす。
- 2 総会の議決は、本連盟の規約に定めがある場合を除くほか、出席役員過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第23条 幹事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、会計及び書記をもって組織し、会長が招集しこの会の運営について協議する。

第4章 会 計

第24条 本連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 補助金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

第25条 本連盟の収支決算は、会長が作成し事業報告とともに、会計監査の意見を付し総会の承認を得なければならない。

- 2 本連盟の収支決算に余剰金もしくは、欠損金があるときは、総会の議決を経て、その一部若しくは全部を、翌年度に繰り越すものとする。

第26条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 規約の変更

第27条 この規約は、役員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第6章 雑 則

第28条 理事に対する報酬は無報酬とする。費用弁償については、理事に対して、その職務を行うために要した費用を弁償するものとする。

第7章 附 則

第29条 この規約に定めるもののほか、この連盟の運営について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第30条 会長が必要と認めたときは、理事会の承認を得て、参与を若干名置くことが出来る。

第31条 この規約は、昭和45年10月1日から施行する。

昭和49年 4月 1日一部改正
昭和56年 4月 1日一部改正
平成 8年 3月17日一部改正
平成15年 2月 2日一部改正
平成19年 2月18日一部改正
令和 4年 3月31日一部改正